

日本健康教育学会誌における  
学位論文への転載および学位論文内容の投稿に関するルール

日本健康教育学会編集委員会

1. 学位論文

本ルールにおける学位論文とは、学士・修士・博士等の学位を請求するために大学・大学院等の高等教育機関に提出する論文を指す。

2. 学位論文への転載について

著者は、自身が著した日本健康教育学会誌（以下「本誌」）掲載論文を、自身の学位論文に転載することができる。学位論文に転載するにあたり、本誌掲載に関する書誌情報を同じ学位論文内に記載することとする。また、掲載論文の原稿に修正・編集を行ったうえで学位論文の一部とした場合は、本誌掲載情報に加えて、修正・編集した旨につき同じ学位論文内に記載することとする。

3. 学位論文内容の投稿について

学位論文掲載内容のうち過去に学術誌・学術図書等において未刊行の内容は本誌に投稿することができる。また、機関リポジトリ等において既に公開された学位論文の内容であっても、未刊行内容であれば、本誌に投稿しても二重投稿とはみなさない。

なお、その場合は本文の謝辞欄に学位請求先の教育機関名とともに、学位論文の一部であることがわかるように説明を記載することとする。

附則 1. 本ルールは、2023年5月24日より施行する。

附則 2. 本ルールは、日本健康教育学会編集委員会の議を経て改廃、施行される。